

3. 用語説明（本計画内に掲載しているもの）

<施設・組織（会議）>

用語	解説	ページ
北区社会福祉協議会 （略語表記；区社協）	社会福祉協議会は、地域の方々や福祉・保健・医療などの関係機関や専門家、当事者組織などで構成されている民間の福祉団体である。 区内の関係機関・団体との連携を図りながら、地域の福祉課題に応じたきめ細かなサービスの検討・実施や住民活動の支援・広報活動、区内の福祉に関するネットワークづくりなど、地域福祉の向上のための様々な事業を行っている。	p.2 他 多数
地域包括支援センター	地域で暮らす高齢者に対して継続的かつ包括的に支援できる地域づくり（地域包括ケア）を推進する中核的な役割を果たす機関として設置されている。 主な業務内容は、①高齢者とその家族のための身近な相談窓口、②地域の関係機関や支援者の協力体制づくり、③介護予防のためのケアプラン作成である。	p.3 p.22 図 p.26 p.28 p.31
総合相談窓口 （ランチ）	在宅の要援護高齢者若しくは要援護となるおそれのある高齢者又はその家族等に対して、在宅介護等に関する総合的な相談に応じ、家族の介護等に関するニーズに対応した各種の保健、医療、福祉サービス（介護保険を含む）が総合的に受けられるように各関係機関、サービス実施機関及び居宅介護支援事業所等との連絡調整等の便宜を供与し、常に最適な援助が利用できるよう支援することを目的としている。 北区では、区内に3つの窓口（淳風おおさか、喜久寿苑、藤ミレニアム）がある。（平成26年度現在）	p.22 図 p.31
地域社会福祉協議会 （略語表記；地域社協）	大阪市社会福祉協議会や北区社会福祉協議会のように法律に定められた組織ではなく、あくまで住民の発意と参加によって組織され、それぞれの地域における日常生活上の困りごとや、さまざまな福祉課題について話し合い、時には関係機関や専門家も交えて、課題解決に向けた最善の方策や事業の開発などについて協議・検討を行う組織である。 主に地域振興町会、民生委員・児童委員協議会、PTA協議会、こども会、青少年指導員連絡協議会、老人クラブな	p.8 p.21 p.22 図 p.23 p.23 図 p.28 p.33